

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 2 月 9 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 市民安全課、危機管理課、福祉課、高齢者支援課
- 3 監査の着眼点 委託料等の契約事務等は適正か。
工事請負費や備品購入費等の契約事務等は適正か。
補助金等の支出事務等は適正か。
地域安全支援員に係る報償金や費用弁償等の支払事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 2 月 7 日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
危機管理課	<p>○ 消防施設整備事業</p> <p>前回定期監査指摘事項として、消防施設整備事業における購入物品の備品登録漏れについて、平成24年度定期監査以降、不適切な管理状況が続いていることに関して改善するよう言及した。しかし、今回監査においても令和2年度に購入した備品3件中1件が、納品から1年以上経過して備品登録されており著しく遅れている状態であった。</p> <p>これは、今回監査に当たり備品台帳を再度確認したところ、前任者の失念による登録漏れであることがわかり登録を行ったものであった。</p> <p>令和3年度に購入した物品についてはすべて速やかに備品登録されているが、平成30年度の前回定期監査以降も前述のとおり著しい遅れが見受けられることから、引き続き備品登録を徹底し、適正な物品管理を行うよう改められたい。</p>

(2) 注意事項 7件

- ① 契約事務に関する事 3件
- ② 支出事務に関する事 1件
- ③ 補助金等交付事務に関する事 2件
- ④ 文書管理及び検収事務に関する事 1件